

○消費者庁  
国土交通省 告示第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十一月七日

消費者庁長官 新井ゆたか  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示

日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

第1～第5 (略)  
別表1 (新築住宅に係る表示すべき事項等)

第1～第5 (略)  
別表1 (新築住宅に係る表示すべき事項等)

1～4 (略)	(略)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3、4、5又は6又は7(7は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令におけ	断熱等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
						表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
5	5-1	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3、4、5又は6又は7(7は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令におけ	断熱等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
5	5-1	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3、4、5又は6又は7(7は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令におけ	断熱等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
5	5-1	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3、4、5又は6又は7(7は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令におけ	断熱等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)

1～4 (略)	(略)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3、4、5又は6又は7(7は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令におけ	断熱等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
						表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
5	5-1	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3、4、5又は6又は7(7は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令におけ	断熱等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
5	5-1	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3、4、5又は6又は7(7は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令におけ	断熱等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
5	5-1	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3、4、5又は6又は7(7は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令におけ	断熱等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)

<p>算定方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。）別表第10に掲げる地域の区分（1、2、3、4、5、6、7又は8。以下「地域の区分」という。）が8地域以外の地域である場合に限る。）による。こ</p>		<p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている</p>		<p>等級4</p>	<p>熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている</p>
<p>基準等を定める省令における算定方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。）別表第10に掲げる地域の区分（1、2、3、4、5、6、7又は8。以下「地域の区分」という。）が8地域以外の地域である場</p>		<p>られている</p>		<p>等級4</p>	<p>熱損失等の大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられて</p>

<p>の場合において、地域の区分を併せて明示する。また、<u>    </u>等級7（地域の区分が8地域である場合）にあつては等級6）の場合に、外皮貫平均熱流率（単位をW／（㎡・K）とし、地域の区分の8地域を除く。）及び冷房期の平均日射熱取得率（地域の区分の1</p>	<p>(略)</p>		<p>合に限る。<u>    </u>、<u>    </u>共同住宅等にあつては<u>1、2、3、4</u>又は<u>5</u>による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、<u>    </u>戸建ての住宅にあつては等級7（地域の区分が8地域である場合）にあつては等級6）<u>    </u>、<u>    </u>共同住宅等にあつては等級5の場合に</p>	<p>いる</p> <p>(略)</p>
--	------------	--	--	----------------------

5-2 一次 エネルギー 消費等 等級	一戸建 ての住 宅又は 共同住 宅等	等級 (1 、4、5 又は6) による。 この場合 において	、2、3 及び4地 域を除く )を併 せて明示 することが できる。	
			一次エ ネルギー 消費 量等級	一次エネルギー 消費量の削減の ための対策の程 度
		等級6	一次エネルギー	

5-2 一次 エネルギー 消費等 等級	一戸建 ての住 宅又は 共同住 宅等	等級 (1 、4、5 又は6) による。 この場合 において	、外皮平 均熱貫流 率 (単位 を $W/m^2 \cdot K$ ) とし、地 域の区分 の8地域 を除く。 )及び冷 房期の平 均日射熱 取得率 (地域 の区分の1、 2、3及 び4地域 を除く。 )を併せ て明示す ることが できる。	
			一次エ ネルギー 消費 量等級	一次エネルギー 消費量の削減の ための対策の程 度
		等級6	一次エネルギー	

<p>は、地域の区分を併せて明示する。また、等級6にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位をMJ／<math>m^2</math>・年）とする。）を併せて明示することができる。</p>	<p>消費量の著しい削減のための対策（<u>基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準</u>（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、<u>基準省令第14条第1項の規定</u>により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている</p>
<p>等級5</p>	<p>一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている</p>
<p>は、地域の区分を併せて明示する。また、等級6にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位をMJ／<math>m^2</math>・年）とする。）を併せて明示することができる。</p>	<p>消費量の著しい削減のための対策が講じられている</p>
<p>等級5</p>	<p>一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策（<u>基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準</u>（その設定の基礎となる</p>

6～10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表2-1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

現況検査によ	(略)	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ま)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字

6～10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	基準一次エネルギー消費量が、 <u>基準省令第12条第1項の規定により求められたものであるものに限る。</u> ) に相当する程度) が講じられている
						(略)

別表2-1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

現況検査によ	(略)	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ま)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字

<p>個別性能に関すること</p>	<p>1～4 (略)</p>		<p>(略)</p>	<p>1～4 (略)</p>	<p>個別性能に関すること</p>	
	<p>5</p>	<p>5-1 断熱等性能等級</p>				<p>一戸建ての住宅又は共同住宅等</p>
<p>5</p>		<p>5-1 断熱等性能等級</p>	<p>一戸建ての住宅又は共同住宅等</p>	<p>等級(1) 1、2、3、4、5、6又は7 (7は地域の区分が8地域以外の場合に限る。)</p>	<p>断熱等性能等級</p>	<p>外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度</p>

<p>個別性能に関すること</p>	<p>1～4 (略)</p>		<p>(略)</p>	<p>1～4 (略)</p>	<p>個別性能に関すること</p>	
	<p>5</p>	<p>5-1 断熱等性能等級</p>				<p>一戸建ての住宅又は共同住宅等</p>
<p>5</p>		<p>5-1 断熱等性能等級</p>	<p>一戸建ての住宅又は共同住宅等</p>	<p>等級(2) 1、2、3、4、5、6又は7 (7は地域の区分が8地域以外の場合に限る。)</p>	<p>断熱等性能等級</p>	<p>外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度</p>



に 関 する こと

域の区分を併せて明示する。等級 1 によるときはその理由を併せて明示する。また、等級 7（地域 8 地域）である場合にあつては等級 6 の場合（に、外皮平均熱貫流率（単位を W/m<sup>2</sup>・K）とし、地域の区分の 8 地域を除く。）及び冷房期の平均日射

等級 6	<p>断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている</p>
等級 5	<p>断熱等性能に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、熱損失等のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準）が講じられている</p>
(略)	

に 関 する こと

宅等にあつては 1、2、3、4 又は 5) による。この場合において、地域の区分を併せて明示する。等級 1 によるときはその理由を併せて明示する。また、一戸建ての住宅にあつては等級 7（地域の区分が 8 地域である場合）にあつては等級 6) 、共同住宅等

等級 6	<p>熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている</p>
等級 5	<p>熱損失等のより大きな削減のための対策が講じられている</p>
(略)	

5-2 一次	一戸建ての住宅又は	等級（1、3、4又は5又は	一次エネルギー消費	一次エネルギー消費量の削減の程	熱取得率（地域の区分の1、2、3及び4地域を除く。）を併せて明示することができる。
-----------	-----------	---------------	-----------	-----------------	---

5-2 一次	一戸建ての住宅又は	等級（1、3、4又は5又は	一次エネルギー消費	一次エネルギー消費量の削減の程	<u>にあつては等級5</u> の場合に、外皮平均熱貫流率（単位を $W/m^2 \cdot K$ ）とし、地域の区分の8地域を除く。）及び冷房期の平均日射熱取得率（地域の区分の1、2、3及び4地域を除く。）を併せて明示することができる。
-----------	-----------	---------------	-----------	-----------------	---

エネルギー消費等級	共同住宅等	6) による。この場合において、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由を併せて明示する。また、等級6にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量 (単位をMJ / (㎡・年) とする。) を併せて明示することができる。	量等級	度
			等級6	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策 (基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準 (その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。) に相当する程度) が講じられている
			等級5	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込

エネルギー消費等級	共同住宅等	6) による。この場合において、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由を併せて明示する。また、等級6にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量 (単位をMJ / (㎡・年) とする。) を併せて明示することができる。	量等級	度
			等級6	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策が講じられている
			等級5	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込

6 ～ 10	(略)				6 ～ 10	(略)			<p>まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている</p>
6 ～ 10	(略)				6 ～ 10	(略)		<p>まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第12条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている</p>	

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	
<p>別表 2-2 (略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>別表 2-2 (略)</p>	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表 1 の 5 の(は)及び別表 2 - 1 の 5 の(は)の改正规定は、令和五年四月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。